

平成二十八年年度 大学院人文科学府修士課程第2期入学試験問題
(日本史学)

次の一く八の設問から6問を選び解答しなさい。但し、解答は全て縦書きとすること。

一 日本古代の戸籍の歴史を詳述しなさい(行数制限無し)。

二 左に掲げた①く⑩の語句の中から5つを選び、それぞれ3く5行で説明しなさい。

- ①天聖令
- ②名
- ③穴記
- ④北山抄
- ⑤朔旦冬至
- ⑥昇殿
- ⑦上卿
- ⑧評
- ⑨受領
- ⑩私田

三 次の史料は、貞和元年（一三四五）の足利直義の文書である。これを読み、設問（一）～（四）に答えなさい。

尊勝寺法華堂領美作国英多保河北雑掌良成申年貢事、

右、地頭安東千代一丸分毎年式拾八貫文、康永二年以来対捍之由依訴申、仰守護人佐々木美作前司秀貞、今年三月二十六日以後兩度封下訴状之處、如秀貞執進代官高泰八月十三日請文者、任被仰下之旨雖加催促、不及散状云々（起請之詞略之）者、以難渋之篇可預裁許之由、雑掌所申非無其謂、然則於彼年貢者、任員數、可弁濟之状、下知如件、

貞和元年十二月十七日

左兵衛督源朝臣（花押）（足利直義）

※割注はへくで示した。

（一） この文書の本文を読み下しなさい。

（二） この文書からわかる地頭の非法行為とはどのようなものであったのか、記しなさい。

（三） 雑掌良成の役割は何か、記しなさい。

（四） この文書の文書名を記しなさい。

四 次の（一）～（五）の語句・人名を説明しなさい。

（一） 東寺百合文書

（二） 和与状

（三） 国人一揆

（四） 義堂周信

（五） 石見銀山

五 次の①～⑤の日本近世史に関する語句・人名を説明しなさい。

- ① 将軍宣下
- ② 『貞丈雑記』
- ③ 糸割符年寄
- ④ 馬場文耕
- ⑤ 松前奉行

六 次の史料は平戸藩の文庫に伝来した『類族定格』（竖帳・一冊）からの抜粋である。これを読み、設問（一）～（三）に答えなさい。

著作権上の理由により、WEB公開版では、問題文から削除した。

著作権上の理由により、WEB公開版では、問題文より削除した。

(財団法人松浦史料博物館所蔵)

(一) この史料の全文について、釈文を作成しなさい。但し、作成にあたっては、適宜、句読点を挿入し、漢字は現行通用の字体を用いること。

(二) 平戸藩による「類族帳」の作成方針について、この史料内容に即して説明しなさい。

(三) 「類族帳」の作成以外で、平戸藩が構築したキリシタン類族の監督・監視の方法や制度について、推測されるものを2つ以上、述べなさい。なお、西国諸藩の類例等を参考とし、方法や制度の内容についても、詳しく説明すること。

第二に御尋ね致しますることは、此の改正案は我が国体を変革するものなりや否やと云ふことではないかと、但し私が茲に国体と申しまするものは、或は天皇に対する国民の憧れと申し、或は天皇と国民との心の繋りと申すやうな、超法的な概念ではございませぬ、従来 of 法制上の通念たる国体でございませぬ、

願ひまするに、大正十四年 ① が第五十四帝國議會に提出せられましたる時に、其の第一条に国体の変革と云ふことがございましたので、茲に揣らずも一体国体とは何であるかと云ふことが問題となりまして、貴衆兩院とも活発に且慎重に之を論議致されまして、結局其の当時の政府の見解、即ち憲法第一条を以て我が国体とすると云ふことを了解せられたのでございませぬ、時の司法大臣小川平吉氏は、是が我が国の国体であること云ふことは、常識を以て考へても分るのでございませぬ、と云ふ言葉をさへ速記録に止めて居られます、さうして是は決して ① のみに通用する国体の観念を定めたものではございませぬ、先づ国体とは何ぞやと申すことを定めまして、其の意味の国体が ① 第一条にも規定せられてあるとしたものと存じます、「中略」

今や ① は廃止されましたけれども、それと之とは別箇の問題でございまして、我が法制上の通念たる国体の観念が忽として消滅したるものと考へられませぬ、抑、今政府の憲法草案に於きまして此の第一条と第四条とは何処にありや、全く消えて跡方もなくなつて居るではございませぬか、(拍手) さすれば此の改正案は我が国体を変革するものなりと申す外はございませぬ、

然るに政府は尚も国体の変革なしとの御見解を持せらるるやに承りまするが、果して如何であるか、従来強く護持に努めて参りました国体の観念を俄かに改め、他の超法的なる観念を以て我が国体とし、今般の改正は国体の変革でないと申さるるのは如何であるか、殊に七月二日衆議院の憲法改正委員会に於きまして、金森國務大臣は曰く、「私は国体の規定は現行憲法の条文の上に現れて居るものではなくして、其の基盤に存在して居るのである、斯う信じて居ります、だから憲法の条文に現れて居りますのは、本當の国体の規定ではないのであります、それを強ひて国体規定と言つて居る、」云々と御答弁になつて居りまするが、苟も議會を以て國權の最高機関と致し、最高裁判所に憲法解释权を与へるやうな憲法草案を御作成になる政府にして、帝國議會の審議並に大審院の判例を否定するやうな超法的な国体観念を云々せらるるの果して如何なるものでございませうか、(拍手) 「中略」又君主に対する国民の憧れと申し、君主と国民との心の繋りと申すやうなことは、昨日も御指摘になりました如く、一步を誤れば極めて非論理的なる、神秘的なる観念に墮するものでございまして、若しも政府が斯かる観念を以て今後国民の政治教養を為さると云ふのならば、それは国体の本義の改訂版と隔ることはどれ程であるか、私は深く之を心配致す者でございませぬ、若し又国体の変革ありと致しまするならば、其の嚴然たる事実に対し強ひて国民の眼を覆ひ、視聽を他に外らさむとするが如きは、決して今日の台閣に立つ者の態度ではございませぬ (拍手) 此の緊迫せる國際情勢の下、誰か政府の御苦勞を多と致さざるものでございませう、(拍手) 要は政府が率直に国民に所信を御述べになることとございませぬ、

- (一) この史料の出典を述べなさい。またこの史料は何年のものか、答えなさい。
- (二) 史料中の□①には、すべて同じ語句が入る。その語句を記しなさい。
- (三) 破線部「国体の本義」について、知るところを述べなさい。
- (四) 政府からの答弁はどのような内容であったと推測できるか。できるだけ具体的に述べなさい。
- (五) この史料を用いてあなたが研究を行うとすれば、どのような内容になるか。①研究題目、②使用史料、③研究の意義について必ず触れながら、自由に論じなさい。

八 次の①～⑥の語句のうち、4つを選び、詳しく説明しなさい。

- ① 佐賀の乱
- ② 八幡製鉄所
- ③ 地方改良運動
- ④ 友愛会
- ⑤ 国民学校
- ⑥ 原水爆禁止運動